



栃木県公報

令和4(2022)年
3月31日(木)
号外
第15号

目次

規則

○栃木県事務決裁及び委任規則の一部改正..... 1

規則

栃木県規則第8号

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

栃木県事務決裁及び委任規則（平成12年栃木県規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1 岡本台病院の項を削る。

別表第2 2本庁関係特定事項(3)県民生活部才統計課の表3の項を次のように改める。

3 国勢調査令（昭和55年政令第98号）に基づく事務	1 第12条第5項の規定による調査票の審査及び提出					○			
	2 第15条第1項各号に掲げる国勢調査に関する事務					○			

別表第2 2本庁関係特定事項(4)環境森林部ウ環境保全課の表10の項第4号を次のように改める。

4 第39条の3第1項、第39条の4第1項及び第39条の5第1項の規定による届出の受理						○			
---	--	--	--	--	--	---	--	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(4)環境森林部ウ環境保全課の表10の項第6号を次のように改める。

6 第39条の7の規定による報告の受理						○			
---------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--

別表第2 2本庁関係特定事項(4)環境森林部ウ環境保全課の表中11の項を削り、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、同項の次に次のように加える。

13 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく事務	1 第3条第1項の規定による指定調査機関の指定					○			
	2 第5条第2項の規定による調査の実施					○			
	3 第6条第1項及び第4項の規定による要措置区域の指定及び指定の解除					○			
	4 第7条第10項の規定による汚染の除去等の措置の実施等					○			
	5 第11条第1項及び第2項の規定による形質変更時届出区域の指定及び指定の解除					○			
	6 第14条第3項の規定による要措置区域等の指定					○			
	7 第14条第4項の規定による報告の徴収等								○
	8 第15条第1項の規定による台帳						○		

の調製及び保管						
9 第22条第1項の規定による汚染 土壌処理業の許可			○			
10 第22条第4項の規定による汚染 土壌処理業の許可の更新			○			
11 第22条第9項の規定による届出 の受理			○			
12 第23条第1項の規定による汚染 土壌処理業の変更の許可			○			
13 第23条第3項の規定による汚染 土壌処理業の変更の届出の受理					○	
14 第23条第4項の規定による汚染 土壌処理業の休止等の届出の受理					○	
15 第24条の規定による改善命令			○			
16 第25条の規定による許可の取消 し等			○			
17 第27条第2項の規定による措置 命令			○			
18 第27条の2第1項の規定による 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の 承認			○			
19 第27条の3第1項の規定による 汚染土壌処理業者の合併又は分割 の承認			○			
20 第27条の4第1項の規定による 汚染土壌処理業の相続に係る承認			○			
21 第27条の5の規定による協議の 同意			○			
22 第32条第1項の規定による指定 調査機関の指定の更新			○			
23 第35条の規定による変更の届出 の受理					○	
24 第36条第3項の規定による改善 命令等			○			
25 第37条第1項の規定による業務 規程に係る届出の受理					○	
26 第39条の規定による適合命令			○			
27 第40条の規定による業務の廃止 の届出の受理					○	
28 第42条の規定による指定の取消 し			○			
29 第43条の規定による公示			○			
30 第54条第1項、第3項、第4項 及び第5項の規定による報告の徴 収等					○	
31 第56条第2項の規定による協力 要請等			○			
32 第61条第1項の規定による情報 の提供			○			

別表第2 2本庁関係特定事項(4)環境森林部ウ環境保全課の表中14の項を削り、15の項を14の項とし、16

の項を15の項とし、17の項を16の項とし、別表第2 2本庁関係特定事項(4)環境森林部才資源循環推進課の表3の項を次のように改める。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)に基づく事務	1 第4条の16第1項及び第12条の7の14第1項の規定による維持管理積立金の額の通知				○			
	2 第5条の5の11第1項(第12条の11の11において準用する場合を含む。)の規定による報告書の受理						○	
	3 第8条の38の規定による報告書の受理						○	
	4 第9条第2号及び第10条の3第2号の規定による指定				○			

別表第2 2本庁関係特定事項(5)保健福祉部ク生活衛生課の表に次のように加える。

32 愛玩動物看護師法(令和元年法律第50号)に基づく事務	1 第31条第2号の規定による指定				○			
	2 附則第2条第1号ハの規定による指定				○			
	3 附則第2条第1号ニの規定による指定				○			
33 愛玩動物看護師養成所指定規則(令和3年農林水産省、環境省令第7号)	1 第3条第1項の規定による変更の承認				○			
	2 第3条第3項の規定による届出の受理				○			
	3 第5条の規定による報告の受理				○			
	4 第6条の規定による報告の徴収及び指示				○			
	5 第7条の規定による指定の取消し				○			

別表第2 2本庁関係特定事項(7)農政部ウ経済流通課の表中9の項を削り、10の項を9の項とし、11の項から18の項までを1項ずつ繰り上げ、19の項を18の項とし、同項の次に次のように加える。

19 卸売市場法(昭和46年法律第35号)に基づく事務	1 第13条第1項の規定による認定				○			
	2 第14条において準用する第6条第1項の規定による変更の認定				○			
	3 第14条において準用する第11条第1項の規定による認定の取消し				○			

別表第2 2本庁関係特定事項(7)農政部ウ経済流通課の表20の項を次のように改める。

20 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)	1 第16条第2項の規定による指定				○			
	2 第16条第4項の規定による指定の取消し等				○			
	3 第17条第2項の規定による認定				○			
	4 第17条第5項の規定による認定の取消し				○			

別表第2 2本庁関係特定事項(7)農政部ウ経済流通課の表21の項を削り、別表第2 2本庁関係特定事項(7)農政部カ畜産振興課の表に次のように加える。

20 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)に基づく事務	1 第3条第1項の規定による認定				○			
	2 第4条第1項の規定による認定				○			
	3 第4条第2項の規定による届出の受理				○			
	4 第6条第1項の規定による届出の受理				○			
	5 第6条第2項ただし書きの規定				○			

による認定							
6 第9条第2項の規定による届出の受理						○	
7 第10条第1項から第3項までの規定による認可				○			
8 第10条第5項の規定による確認				○			
9 第11条第1項の規定による届出の受理						○	
10 第11条第2項の規定による確認				○			
11 第13条第1項の規定による報告の受理				○			
12 第13条第2項の規定による届出の受理						○	
13 第14条第1項の規定による報告の徴収				○			
14 第14条第2項の規定による物件の提出の要求				○			
15 第14条第3項の規定による立入検査				○			
16 第15条第1項から第4項までの規定による措置命令				○			
17 第15条第5項の規定による措置の実施等				○			
18 第16条第2項の規定による認定の取消し				○			
19 第16条第4項の規定による確認				○			
20 第18条第1項の規定による措置命令				○			
21 第20条第1項の規定による助言又は援助の要求				○			
22 第21条の規定による報告又は資料の提出				○			

別表第2 2本庁関係特定事項(8)県土整備部ケ都市整備課の表4の項第4号及び第5号を次のように改める。

4 第25条の23第3項の規定による意見の聴取				○			
5 第25条の23第5項の規定による届出				○			

別表第3 1出先機関関係共通事項(9)岡本台病院の表を削り、別表第3 1出先機関関係共通事項(10)建設工事を行う出先機関の表を別表第3 1出先機関関係共通事項(9)建設工事を行う出先機関の表とし、別表第3 2出先機関関係特定事項(2)経営管理部イ県税事務所の表1の項第12号及び第13号を次のように改める。

12 第53条第32項、第53項、第56項及び第57項、第55条第5項、第72条の24の10第3項、第5項及び第7項、第72条の24の11第4項、第72条の28第4項、第72条の41の4、第73条の2第8項及び第9項、第73条の27、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73						○	
--	--	--	--	--	--	---	--

条の27の4第4項及び第5項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第3項、第73条の27の7第2項、第74条の14第2項及び第3項、第144条の30第1項及び第2項、第144条の31第1項、第4項及び第5項、附則第11条の4第2項、第5項及び第7項並びに附則第12条の2の7第2項の規定による過誤納金以外の還付金の還付及び充当						
13 第53条第60項及び第61項、第63条第3項及び第4項、第72条の48の2第12項、第73条の21第3項、第74条の19第2項、第144条の34第4項並びに第144条の35第4項の規定による関係都道府県知事及び関係市町村長への通知					○	

別表第3 2 出先機関関係特定事項(4)環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表5の項を次のように改める。

5 大気汚染防止法に基づく事務	1 第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17条の7第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項、第18条の17第1項及び第2項、第18条の28第1項、第18条の29第1項並びに第18条の30第1項の規定による届出の受理		○		○		
	2 第9条、第17条の8、第18条の8及び第18条の31の規定による計画の変更又は廃止の命令		○	○			
	3 第10条第2項(第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の36第1項において準用する場合を含む。)の規定による実施の制限期間の短縮		○			○	
	4 第11条及び第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理		○			○	
	5 第14条第1項、第17条の11及び第18条の11の規定による改善命令及び一時停止命令		○	○			
	6 第17条第3項の規定による措置		○	○			

命令							
7 第18条の4の規定による基準適合命令及び一時停止命令		○	○				
8 第18条の15第6項の規定による報告の受理		○				○	
9 第18条の18の規定による命令		○				○	
10 第18条の21の規定による作業基準適合命令		○				○	
11 第18条の21の規定による一時停止命令		○	○				
12 第18条の34第1項の規定による勧告		○				○	
13 第18条の34第2項の規定による措置命令		○	○				
14 第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査		○				○	
15 附則第10項の規定による勧告		○				○	
16 附則第11項の規定による報告の徴収		○				○	

別表第3 2 出先機関関係特定事項(4)環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表中12の項を削り、13の項を12の項とし、14の項から41の項までを1項ずつ繰り上げ、別表第3 2 出先機関関係特定事項(7)農政部ア農業振興事務所の表11の項第1号を次のように改める。

1 第14条において準用する第12条第1項の規定による報告の受理		○	○				
----------------------------------	--	---	---	--	--	--	--

別表第3 2 出先機関関係特定事項(7)農政部ア農業振興事務所の表中28の項を29の項とし、12の項から27の項までを1項ずつ繰り下げ、11の項の次に次のように加える。

12 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく事務	1 第16条第2項の規定による指定		○	○			
	2 第16条第4項の規定による指定の取消し等		○	○			
	3 第17条第2項の規定による認定		○	○			
	4 第17条第5項の規定による認定の取消し		○	○			

別表第3 2 出先機関関係特定事項(8)県土整備部ア土木事務所の表49の項第3号を次のように改める。

3 第8条第1項並びに第9条第1項及び第3項の規定による変更の認定		○	○				宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
-----------------------------------	--	---	---	--	--	--	--

別表第3 2 出先機関関係特定事項(8)県土整備部ア土木事務所の表49の項第6号を次のように改める。

6 第13条の規定による改善命令		○	○				宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
------------------	--	---	---	--	--	--	--

別表第3 2 出先機関関係特定事項(8)県土整備部イ下水道管理事務所の表1の項第1号から第5号までを次のように改める。

1 第25条の26の規定による通知		○	○				
-------------------	--	---	---	--	--	--	--

2 第25条の27第1項の規定による 使用制限		○	○		
3 第25条の28の規定による原因調 査の要請等		○	○		
4 第25条の29の規定による他の施 設等の設置の制限		○	○		
5 第25条の30第1項において準用 する第18条の規定による損傷負担 金の決定		○	○		

別表第3 2 出先機関関係特定事項(8)県土整備部ウ公園事務所の表1の項を次のように改める。

1 都市公園法に基 づく事務	1 第5条第1項の規定による許可 (県土整備部の所管に係るものに 限る。以下この項において同 じ。)		○	○		
	2 第5条の2第1項の規定による 公募設置等指針の策定		○	○		
	3 第5条の2第7項の規定による 公示		○	○		
	4 第5条の5第1項及び第5条の 6第2項の規定による認定		○	○		
	5 第5条の5第2項(第5条の6 第3項において準用する場合を含 む。)の規定による公示		○	○		
	6 第5条の8の規定による承認		○	○		
	7 第6条第1項及び第3項の規定 による許可		○	○		
	8 第27条第1項及び第2項の規定 による処分又は措置命令		○	○		
	9 第27条第6項の規定による売却		○	○		
	10 第27条第7項の規定による廃棄		○	○		

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第11条 平成31年4月1日から令和5年3月31日ま での間における第2条の規定の適用については、 同条第11号中「の部長」とあるのは「の部長、国 体・障害者スポーツ大会局長」と、同条第12号中 「の課長」とあるのは「の課長、国体・障害者ス ポーツ大会局総務企画課長」と、同条第13号中 「室」とあるのは「室並びに栃木県国体・障害者 スポーツ大会局内課等設置規則(平成31年栃木県 規則第11号)第1条第1項に規定する課」と、同 条第14号中「総括課長補佐を」とあるのは「総括 課長補佐及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局 内課等設置規則第4条第9項に規定する総括課長 補佐を」と、同条第15号中「<u>第14条第1項</u></p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第11条 平成31年4月1日から平成35年3月31日ま での間における第2条の規定の適用については、 同条第11号中「の部長」とあるのは「の部長、国 体・障害者スポーツ大会局長」と、同条第12号中 「の課長」とあるのは「の課長、国体・障害者ス ポーツ大会局総務企画課長」と、同条第13号中 「室」とあるのは「室並びに栃木県国体・障害者 スポーツ大会局内課等設置規則(平成31年栃木県 規則第11号)第1条第1項に規定する課」と、同 条第14号中「総括課長補佐を」とあるのは「総括 課長補佐及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局 内課等設置規則第4条第10項に規定する総括課長 補佐を」と、同条第15号中「<u>組織規程第14条第1 項に規定する総務主幹、組織規程第14条の7第1 項に規定する課内室長(以下「課内室長」とい う。)</u>及び班長並びに組織規程第14条第5項又は</p>

_____」とあるのは「第14条第1項
及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等
設置規則第4条第5項」と、「又は第15条第4
項」とあるのは「

_____若しくは第15条第4項又は
栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規
則第4条第10項」とする。

第15条第4項」とあるのは「組織規程第14条第1
項及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等
設置規則第4条第5項に規定する総務主幹、組織
規程第14条の7第1項及び栃木県国体・障害者ス
ポーツ大会局内課等設置規則第4条第1項に規定
する課内室長（以下「課内室長」という。）及び
組織規程第14条の7第1項に規定する班長並びに
組織規程第14条第5項若しくは第15条第4項又は
栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規
則第4条第11項」とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第2 2本庁関係特定事項(5)保健福祉部ク生活衛生課の表の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(人事課)